

世界遺産条約の概要について

1. 条約の概要

- ・正式名称：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
- ・目的：顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立する。
- ・採択：1972年（我が国は1992年に締結）
- ・締約国数：180ヶ国（2005年3月31日現在）
- ・事務局：UNESCO世界遺産センター（パリ）

2. 世界遺産のカテゴリーと登録件数

カテゴリー	対象	登録件数
文化遺産	世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物群、遺跡を対象	611
自然遺産	世界的な見地から見て観賞上、科学上又は保全上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象	154
複合遺産	文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するものを対象	23
（合計）		788

：2005年5月現在

3. 世界自然遺産の登録基準

以下のクライテリア（評価基準）の1つ以上に合致する世界的に見て類まれな価値を有し、法的措置等により、評価される価値の保護・保全が十分担保されていること、管理計画を有すること等の条件を満たすことが必要。

【世界自然遺産のクライテリア】

「地形・地質」

過去の生命の歴史や地球の歴史の証拠となるような、重要な地形・地質等がよくあらわれている地域

「生態系」

現在も進行中の生物の進化や生物群集の見本となるような、極めて特徴のある生態系を有する地域

「自然景観」

ひときわすぐれた自然美をもった自然現象や景観を有する地域

「生物多様性」

絶滅危惧種の生息地や、生物多様性の保全上最も重要な生物が生息・生育する地域

4. 我が国の世界遺産

【自然遺産（計2地域）】

- ・屋久島（平成5年12月）
世界的に特異な樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や希少種を含む生物相を有するとともに、植生の典型的な垂直分布がみられるなど、特異な生態系とすぐれた自然景観を有する。
- ・白神山地（平成5年12月）
原生的な状態で残存するブナ林は、動植物相の多様性で世界的にも特異な森林であり、生態学的に進行中のプロセスを示す顕著な見本である。

【文化遺産（計10地域）】

- ・姫路城（平成5年12月）
- ・法隆寺地域の仏教建造物（平成5年12月）
- ・古都京都の文化財（平成6年12月）
- ・白川郷・五箇山の合掌造り集落（平成7年12月）
- ・原爆ドーム（平成8年12月）
- ・巖島神社（平成8年12月）
- ・古都奈良の文化財（平成10年12月）
- ・日光の社寺（平成11年12月）
- ・琉球王国のグスク及び関連遺産群（平成12年12月）
- ・紀伊山地の霊場と参詣道（平成16年7月）

「知床」（自然遺産）を現在推薦中であり、平成17年7月の第29回世界遺産委員会において登録の可否が決定される予定。